

平成 31 年度県立西湘高等学校不祥事ゼロプログラム

～ 一人ひとりの心に根づく不祥事未然防止の取組み ～

神奈川県立西湘高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

県立西湘高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。

また、総括教諭は、校長・副校長・教頭及び事務長を補佐し、企画会議を通じてこれを推進する。

2 目標及び行動計画

(1) 人権の尊重

ア 目標

人権を尊重した教育環境・職場環境を確立する。

イ 行動計画

- ・生徒及び職員の人権を尊重し、体罰・セクハラ・わいせつ行為は厳に慎む。
- ・対生徒、職員間のコミュニケーションにつとめ、明るい学校・職場作りをめざす。
- ・生徒指導・支援グループが企画し、教職員全員を対象とした研修会を実施する。
- ・啓発資料やヒヤリハット事例を事故防止会議にて活用する。

(2) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報を適切に保護・管理し、正確なデータ処理を行う。

イ 行動計画

- ・調査書や通知表、諸証明書の作成・点検についてキャリアガイダンスグループ、情報管理・推進グループ、教務グループでマニュアルを見直し、点検を徹底してミス防止に万全を期す。
- ・3 学年については、調査書発行までの無理のないスケジュールをキャリアガイダンスグループが立案し、作業日を設定するなど、ミス防止に取り組む。
- ・校内推薦会議の運営要綱とチェックリストを整備し複数の目で確認する態勢を徹底する。
- ・答案、携帯電話番号等個人情報持ち出しは最小限にとどめ、やむを得ず持ち出すときは「個人情報持ち出し許可願」を用いて管理職の許可を得ることを励行する。
- ・個人情報の保護および管理、コンピュータウィルス感染防止について、情報管理・推進グループが企画し、研修会を実施する。
- ・USBメモリ等の記録媒体の適正な使用を行う。

(3) 交通事故防止

ア 目標

交通法規を遵守し、交通事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・交通法規を遵守し、生徒にも範を示すと共に、事故防止に努める。
- ・自家用車・自転車の酒酔い、酒気帯び運転は絶対にしない。
- ・通勤用自家用車の学校敷地内駐車に関し、適正な運用と事故防止に努める。
- ・生徒指導・支援グループが企画し、教職員全員を対象とした研修会を実施する。

(4) 適正な経理処理

ア 目標

適正な公費の執行を行う。「私費会計事務処理の手引」に従い、適正な私費の徴収・執行を行う。

- イ 行動計画
 - ・「私費会計事務処理の手引」をもとに、私費会計手順を職員全員に周知徹底する。
 - ・部費・合宿費等の徴収及び会計手順を改めて確認し、会計報告を速やかに行う。
 - ・部費・合宿費等の通帳、出納簿、領収書の管理を徹底する。
 - ・現金を長期間校内に置かない。金庫以外の場所に保管しない。
 - ・業者選定の手続きを適正に実施する。
- (5) テスト作成および成績処理のミス防止
 - ア 目標
 - 定期テスト等の問題作成および成績処理にあたり、誤りがないようにする。
 - イ 行動計画
 - ・「定期試験等作成・点検手順」を厳守し、内容の周知徹底を図る。
 - ・十分余裕をもって作問にとりかかり、必ず複数の職員で事前の点検・確認を行う。
 - ・成績処理支援システムにおける入力点検に関するマニュアルの周知徹底・遵守を図る。
- (6) 入学者選抜業務
 - ア 目標
 - 正確・公正な入学者選抜業務を行う。
 - イ 行動計画
 - ・選抜業務に係るマニュアルを遵守し、正確・公正に選抜業務を遂行する。
 - ・慎重作業、繰り返し点検を徹底し、事故防止の徹底を図る。
 - ・願書、調査書、答案、その他資料について、受領・作成から廃棄までの管理を徹底する。
- (7) 県民対応
 - ア 目標
 - 県民に不快な思いを抱かせないようにする。
 - イ 行動計画
 - ・電話を受けるときは、所属・名前を名のり、丁寧な対応を行う。
 - ・来校者には明るく挨拶をする。
- (8) 公務外非行の防止
 - ア 目標
 - 公務外において、公務員として不適切な行動を未然に防止する。
 - イ 行動計画
 - ・政治的中立を自覚し、政治活動に関与しない。
 - ・遵守すべき服務規律や守るべきルールを徹底する。
- 3 検証及び評価
 - (1) 第一次検証
 - 2に規定する行動計画について、企画会議は令和元年9月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、補完措置を講ずる。
 - (2) 第二次検証
 - 2に規定する行動計画について、企画会議は令和元年12月中旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和2年2月中に補完措置を講ずる。
 - (3) 最終検証
 - 2に規定する行動計画について、企画会議は令和2年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、校長は各目標達成についての自己評価を行う。
 - (4) 自己評価をもとに、新たな目標設定等を行い、平成31年度不祥事ゼロプログラムを策定する。
- 4 実施結果
 - 最終検証・評価を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、教育局行政課の求めに応じ、同課に送付する。
- 5 事務局
 - プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議がこれを行う。